

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支える仕組みです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

令和6年度 介護保険制度改正のポイント

◆ 介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

介護保険サービスを利用した際にかかる費用の変更。(令和6年4月から) ▶ 13～20 ページ

施設サービスを利用する際の居住費の基準費用額(令和6年8月から) ▶ 26 ページ

特定入所者介護サービス費の限度額の変更。(令和6年8月から) ▶ 27 ページ

介護保険料の変更。(令和6年4月から) ▶ 33 ページ

◆ 介護保険サービスに関して

介護予防支援を居宅介護支援事業者に依頼できるように。(令和6年4月から) ▶ 10 ページ

一部の福祉用具について貸与と購入を選択できるように。(令和6年4月から) ▶ 21 ページ

介護保険の申請や届出には、「マイナンバー」が必要です

介護保険の各種申請や届出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では、マイナンバーの確認と本人確認を行います。

マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- マイナンバー(個人番号)カード
- 通知カード
(住所、氏名等が住民票と一致している)
- 個人番号が記載された住民票 等

本人確認には次のいずれかが必要

- マイナンバー(個人番号)カード
- 運転免許証
- パスポート 等の写真つきの本人確認書類

写真がない本人確認書類の場合は2種類が必要。

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができるものをお持ちください。

今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。